

札幌市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を
改正する条例案

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を
改正する条例

（札幌市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 札幌市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 6 号及び第 24 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正）

第 2 条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 24 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 86 条第 4 項、第 222 条第 5 項、第 289 条第 4 項及び第 399 条第 5 項中「栄養士を」を「栄養士及び管理栄養士をいずれも」に改める。

（札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 12 条第 1 項ただし書及び同項第 6 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 13 項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(2) 第35条第1項ただし書及び同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(3) 第64条第1項ただし書及び同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

(1) 第11条第1項ただし書及び同項第4号並びに同条第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(2) 第38条第1項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号及び同条第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

(1) 第148条第1項ただし書中「の栄養士、」を「の栄養士若しくは管理栄養士、」に、「栄養士との」を「栄養士又は管理栄養士との」に、「栄養士を」を「栄養士又は管理栄養士を」に改め、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(2) 第183条第1項ただし書及び同項第3号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(3) 第190条第1項第1号及び第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、「が確保されるために必要な数」を削る。

(4) 第344条第1項ただし書中「の栄養士、」を「の栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号中「又は管理栄養士」を削る。

養士、」に、「栄養士との」を「栄養士又は管理栄養士との」に、「栄養士を」を「栄養士又は管理栄養士を」に改め、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(5) 第361条第1項ただし書及び同項第3号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(6) 第366条第1項第1号及び第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、「が確保されるために必要な数」を削る。

(札幌市病院及び診療所における専属薬剤師の配置基準等に関する条例の一部改正)

第6条 札幌市病院及び診療所における専属薬剤師の配置基準等に関する条例(平成28年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

保護施設等の設備及び運営の基準等を定める厚生労働省令等の一部改正に伴い、本市における当該施設等の職員等に係る基準を改めるため、本案を提出する。